

令和4年5月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年6月1日(水曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 17名

1番 川田 忠宏	2番 貞廣 誠也	3番 吉永 義量
4番 小松 優	5番 関川 裕二	6番 都築 英明
7番 公文 基嗣	8番 高松 敏子	9番 岡村 悟
10番 茂井 雅昭	11番 松本 勇	12番 岡村 和紀
13番 黒岩 正充	14番 石河 史成	15番 西笛 勤
	17番 清遠 典子	18番 山崎 一義

4. 欠席委員 1名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(受付番号43～56)

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 2件

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1件

議案第4号 あっせん申し出について 2件

議案第5号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 5 月定例会を開催します。本日の出席委員は 17 名で、欠席委員は 1 名です。出席委員 17 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は岡村和紀委員と黒岩正充委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 4 3 番

　　大字和食字横田 甲 4921 番、地目は田、面積 790 m²、甲 4920 番、地目は田、面積 2,121 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R4 年 4 月 1 日から R5 年 3 月 31 日までの 1 年。作付けは水稻、賃借料は 1 俵/10a。

　　受付番号 4 4 番

　　大字馬ノ上字井ノ内 5019 番、地目は田、面積 664 m²。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R4 年 5 月 1 日から R9 年 4 月 30 日までの 5 年。作付けは水稻、賃借料は無償。

　　受付番号 4 5 番

　　大字馬ノ上字廣内 5045 番、地目は田、面積 438 m²。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R4 年 5 月 1 日から R7 年 4 月 30 日までの 3 年。作付けは水稻、賃借料は 0.5 俵/10a。

　　受付番号 4 6 番

　　大字馬ノ上字道添 3438 番 1、地目は田、面積 2,299 m²、字中村 3478 番 1、地目は田、面積 1,124 m²。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R4 年 5 月 1 日から R7 年 4 月 30 日までの 3 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 4 7 番

　　大字西分字南川尻 甲 6100 番、地目は田、面積 3,841 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R4 年 5 月 1 日から R14 年 4 月 30 日までの 10 年。作付けは花卉、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 4 8 番

　　大字西分字福原 甲 6081 番、地目は田、面積 1,034 m²。譲渡人は香南市香

我美町の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間はR4年6月1日からR9年5月31日までの5年。作付けはキュウリ、賃借料は6俵/10a。

受付番号49番

大字西分字柏原 甲 6307 番、地目は田、面積 712 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間はR4年6月1日からR14年5月31日までの10年。作付けは花卉、賃借料は712 m²の内442 m²は6俵/10a、712 m²の内270 m²は1俵/10a。

受付番号50番

大字西分字柏原 甲 6297 番、地目は田、面積 2,111 m²の内 672 m²、甲 6298 番、地目は田、面積 1,050 m²、甲 6299 番、地目は田、面積 550 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は安芸市赤野乙の〇〇さん。期間はR4年6月1日からR14年5月31日までの10年。作付けはナス、賃借料は6俵/10a。

受付番号51番

大字西分字柏原 甲 6297 番、地目は田、面積 2,111 m²の内 1,439 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は安芸市穴内乙の〇〇さん。期間はR4年6月1日からR14年5月31日までの10年。作付けはナス、賃借料は6俵/10a。

受付番号52番

大字西分字榎田 甲 2157 番 1、地目は田、面積 551 m²。譲渡人は京都府宇治市伊勢田町の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間はR4年6月1日からR14年5月31日までの10年。作付けはオクラ、賃借料は無償。

受付番号53番

大字西分字榎田 甲 2144 番 1、地目は田、面積 373 m²、甲 2145 番 1、地目は田、面積 221 m²。譲渡人は埼玉県南埼玉郡宮代町の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間はR4年6月1日からR19年5月31日までの15年。作付けはニラ、賃借料は無償。

受付番号54番

大字和食字シヲツキ 甲 4957 番、地目は田、面積 2,944 m²。譲渡人は京都府福知山市前田の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。所有権移転で売買対価は4,460,606円、移転時期は令和4年7月7日予定。

受付番号55番

大字西分字大井田 甲 6252 番 2、地目は田、面積 466 m²、甲 6252 番 1、地目は田、面積 546 m²、甲 6251 番、地目は田、面積 504 m²、甲 6250 番、地目は田、面積 3,370 m²の内 2,167 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間はR4年7月1日からR14年6月30日までの10年。作付けはナス、賃借料は6俵/10a。

受付番号56番

大字和食字野神 甲 1627 番 1、地目は田、面積 458 m²。譲渡人は兵庫県芦屋市前田町の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。所有権移転で売買対価は 522,700 円、移転時期は令和 4 年 6 月 8 日予定。

議 長 第 1 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 14 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することになります。

議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規程による許可申請について。

受付番号 2 土地の所在は大字和食字極楽寺前西ノ谷 甲 5487 番、地目は田、転用面積は 434 m²。譲渡人は高知市相模町の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。売買による所有権移転。

5 月 31 日 (火) に会長、茂井雅昭委員、松本勇委員、事務局にて現地確認。

受付番号 3 土地の所在は大字西分字北山 甲 917 番 1、地目は畑、転用面積は 887 m²。譲渡人は安芸市矢ノ丸 2 丁目の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。贈与による所有権移転。

5 月 31 日 (火) に会長、黒岩正充委員、都築英明委員、事務局にて現地確認。

議 長 第 2 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きますして第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について。

受付番号 1 土地の所在は大字和食字山ノ神ノ丸 乙 118 番、地目は田、転用面積は 426 ㎡、乙 126 番、地目は田、転用面積は 409 ㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇 さん、譲受人は高知市八反町 1 丁目の〇〇 さん。転用目的は、太陽光発電設備の設置。

5 月 31 日（火）に会長、茂井雅昭委員、松本勇委員、事務局にて現地確認。

事務局 現地確認の際、公図と現況で筆の形状が相違していることを確認し、現況では隣接している農地がありますが、その農地への影響が検討されていません。また、風の影響を強く受ける場所のため、地元から心配する声が上がっています。地元は太陽光発電設備の設置に対して懸念しており、耐風速がどれくらいあるのか資料等の提出を求める必要があるのではないかと考えます。

3 番 太陽光発電設備について強風でパネルが飛ぶこと等を考慮しての審査は聞いたことがないが、そこまで検討する必要がありますか。

事務局 これまでの転用申請では、風の影響の少ない場所であったり、又そうした影響については当然対策が取られているだろうと考えていましたが、地形により影響は異なり、また今回のケースでは近隣の農地の耕作者が懸念していることもあり、申請者より追加の資料の提出を求め、資料の提出後に再度検討を行うこととし、今月の農業委員会での審査は保留としたいと考えます。

議 長 他に質問・意見はありませんか。

(質問なし)

議 長 それでは第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、追加の資料の提出を依頼し、審査は保留することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については審査保留といたします。

議 長 続きまして第 4 号議案 あっせん申し出について議題とします。

第 4 号議案 あっせん申し出について

受付番号 4 申請人である芸西村和食の〇〇 さんより、大字和食字中入野甲 2963 番、地目は田、面積 1,016 ㎡ の土地を売りたいと申し出。

受付番号 5 申請人である芸西村西分の〇〇 さんより、大字西分字西井ノ本甲 2588 番 3、地目は畑、面積 720 ㎡ の土地を貸したいと申し出。

10 番 受付番号 4 について、近隣の耕作者の〇〇さんより 6,000 円/坪で購入したいと申し出がありました。以前周辺農地のあっせんの際は 7,000 円/坪で合意していたと思うが、今回の売買申し出の価格はいくらでしょうか。

事務局 ハウスや小屋の建物等は使用可能な状態なので、農地と付属物を合わせて 1,000 万円を希望しています。

3 番 すでに買い手がいるように思われますが、農業委員会で議案を諮りあっせん委員が決定する前に売買相手との交渉が始まっているのであれば、あっせん事業には該当せず、農地法第 3 条の所有権移転の申請をするべきではないでしょうか。

事務局 土地の所有者から相談があった際、買い手が決まっていなければ、あっせん申し出を受け、農業委員会に諮った後、あっせん委員である農業委員が買い手を探す流れとなるが、すでに買い手が決まっているのであれば、農地法第 3 条の所有権移転手続きをしていく必要がある旨は説明しています。農業委員会に諮る前に売買相手との交渉が始まっているのであれば、あっせん事業には該当しないと思われますので、茂井委員から説明をお願いします。
受付番号 5 の現在の耕作者は資料の通りになっております。

議 長 事務局案では受付番号 4 のあっせん委員は、公文委員、石河委員になりますがいかがでしょうか。

委 員 分かりました。

議 長 では、公文委員、石河委員をお願いします。

議 長 続きますして第 5 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませ
んか。

議 長 なければこれで 5 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 10 分)

議事録署名委員

岡村 和紀

議事録署名委員

黒岩 正充